



島根県報

令和元年11月5日（火）

第 5 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	3
地域森林計画の樹立	（森林整備課）	4
地域森林計画の変更	（ 〃 ）	4

【特定調達公告】

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料 原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	（下水道推進課）	5
令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料 原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	8
令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメ ント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	11
令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメ ント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	15
令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源 化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	18
令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源 化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	22
島根県MPN連携システム移行業務及び運用業務に係る随意契約の相手方等	（会 計 課）	26

告 示**島根県告示第345号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
医療法人真施会秦歯科医院	大田市大田町大田ハ100-4	育成医療 更生医療	令和元年6月1日
飯島クリニック	松江市御手船場町568 太田ビル3階	精神通院医療	令和元年6月1日
レディースメンタルクリニックー粒の麦	松江市西津田三丁目13-21	精神通院医療	令和元年6月1日
ひかわ生協訪問看護ステーションチューリップ	出雲市斐川町美南1507-1	精神通院医療	令和元年6月1日
浜田市国民健康保険大麻診療所	浜田市西村町1031-5	精神通院医療	令和元年7月1日
桜ヶ丘薬局	出雲市大津町3656-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年7月1日
調剤薬局オオバ	益田市中島町イ36-1	育成医療 更生医療	令和元年7月1日
複合型小規模多機能 ほっとの家	浜田市熱田町705-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年7月1日
とのまちクリニック	松江市殿町517	精神通院医療	令和元年8月1日
なの花薬局 松江川津店	松江市下東川津町42-8	精神通院医療	令和元年8月1日
なの花薬局 石見長久店	大田市長久町長久口225-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年8月1日
くすりのファミリア江津薬局	江津市嘉久志町イ1494-5	育成医療 更生医療	令和元年8月1日
ニチイケアセンター松江 訪問看護ステーション	松江市浜乃木六丁目8-8	精神通院医療	令和元年8月1日
社団医療法人 ホームクリニック 暖	出雲市白枝町1035-4	精神通院医療	令和元年9月1日
久手薬局	大田市久手町刺鹿2731-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年9月1日
小池医院	浜田市日脚町425	精神通院医療	令和元年10月1日

中の島薬局	出雲市平田町7604	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年10月1日
もも薬局出雲インター店	出雲市神西沖町1455-9	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年10月1日
調剤薬局タギ高津店	益田市高津六丁目14-30	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年10月1日
エスマイル薬局益田店	益田市中島町口605-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年10月1日
にま調剤薬局	大田市仁摩町仁万860	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年10月15日

島根県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
有限会社俵大正堂薬局	浜田市相生町3971-1	精神通院医療	令和元年6月1日
れいわ薬局 松江店	松江市大正町442-4	精神通院医療	令和元年7月1日
れいわ薬局 加茂店	雲南市加茂町加茂中1321-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年8月1日
カラフル訪問看護ステーション	松江市西浜佐陀町1399-34	精神通院医療	令和元年8月15日
メディカルハーブクリニック・ひらいわ	松江市黒田町483-5	精神通院医療	令和元年9月1日
フラワー薬局松江店	松江市浜乃木七丁目9-68	精神通院医療	令和元年9月1日
かのあしあぼろ心療所	鹿足郡津和野町枕瀬975-1	精神通院医療	令和元年10月1日
株式会社山藤薬局 井田支店	大田市温泉津町井田口248-2	精神通院医療	令和元年9月13日
ナースステーションいろは	浜田市治和町口154-1 はたおか 周布駅前ビル1F	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年10月3日

島根県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のと

おり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
心身一如医食同源心療内科 漢方松江駅前クリニック	心身一如医食同源心療漢 方内科松江クリニック	松江市東朝日町136-2	精神通院医療	令和元年9月 1日

島根県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 令和元年11月5日 至 令和元年12月4日

島根県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 令和元年11月5日 至 令和元年12月4日
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 令和元年11月5日 至 令和元年12月4日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 令和元年11月5日 至 令和元年12月4日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 2,000トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

令和2年2月1日（土）から令和3年3月31日（水）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和2年2月1日（土）から令和3年1月31日（日）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(イ) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ロ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(ハ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(ニ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(ホ) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の

認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和元年11月11日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和元年11月5日（火）から同月27日（水）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和元年11月5日（火）から同月27日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和元年12月17日（火）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和元年11月6日（水）から同月27日（水）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和元年12月18日（水） 午前10時00分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 00 a.m. December 18, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 17, 2019)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-5817

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

令和2年2月1日（土）から令和3年3月31日（水）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和2年2月1日（土）から令和3年1月31日（日）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その

入札を無効とする。

(7) 開札順位 1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位 2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位 3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(5) 開札順位 4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位 5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(8) 開札順位 6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和元年11月11日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排

除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和元年11月5日（火）から同月27日（水）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和元年11月5日（火）から同月27日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和元年12月17日（火）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和元年11月6日（水）から同月27日（水）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和元年12月18日（水） 午前10時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 15 a.m. December 18, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 17, 2019)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan

TEL : 0852-22-5817

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 3,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）又は炭化製品製造工場での処分業務

(4) 委託期間

令和2年3月1日（日）から令和3年3月31日（水）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和2年3月1日（日）から令和3年2月28日（日）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(イ) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ロ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(ハ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(ニ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(ホ) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の

認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和元年11月11日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務又は炭化製品化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和元年11月5日（火）から同月27日（水）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和元年11月5

日（火）から同月27日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和元年12月17日（火）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和元年11月6日（水）から同月27日（水）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和元年12月18日（水） 午前10時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根

県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 30 a.m. December 18, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 17, 2019)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan

TEL : 0852-22-5817

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）又は炭化製品製造工場での処分業務

(4) 委託期間

令和2年3月1日（日）から令和3年3月31日（水）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和2年3月1日（日）から令和3年2月28日（日）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(5) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(8) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和元年11月11日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務又は炭化製品化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和元年11月5日（火）から同月27日（水）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和元年11月5日（火）から同月27日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和元年12月17日（火）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和元年11月6日（水）から同月27日（水）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和元年12月18日（水） 午前10時45分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 45 a.m. December 18, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 17, 2019)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan

TEL : 0852-22-5817

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和2年2月1日（土）から令和3年3月31日（水）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和2年2月1日（土）から令和3年1月31日（日）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(7) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(4) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(7) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の

認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和元年11月11日（月）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)コの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和元年11月5日（火）から同月27日（水）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和元年11月5日（火）から同月27日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和元年12月17日（火）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和元年11月6日（水）から同月27日（水）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和元年12月18日（水） 午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合において

は、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No.1)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 00 a.m. December 18, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 17, 2019)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-5817

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和2年2月1日（土）から令和3年3月31日（水）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和2年2月1日（土）から令和3年1月31日（日）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含

まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(5) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)

(8) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和元年11月11日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16項ただし書の規定による再委託(以下「再委託」という。)によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴

力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)コの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和元年11月5日(火)から同月27日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和元年11月5日(火)から同月27日(水)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和元年12月17日(火)まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和元年11月6日(水)から同月27日(水)まで(休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。(電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和元年12月18日(水) 午前11時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No.2)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 15 a.m. December 18, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 17, 2019)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department

of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-5817

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

島根県MPN連携システム移行業務及び運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年10月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

47,431,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。